

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会支部社協等設置規程

平成18年7月19日

規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第2条の規定に基づき社会福祉法人笠間市社会福祉協議会支部社協等設置に関する事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会支部及び地区社協（以下「支部社協」という。）は、本会定款第1条の目的を達成するため本会との連携を図り、次の事業を行うものとする。

- (1) 会員募集活動
- (2) 福祉問題の発見、把握
- (3) 地域住民の福祉活動への参加促進
- (4) 助け合い活動の推進
- (5) 地域の実情にあった事業
- (6) その他、目的達成に必要な事業

(組織)

第3条 支部社協は、地域住民を会員として、市内全域にこれを組織するものとする。

2 支部社協に役員、福祉推進員を置くものとする。

(規約)

第4条 支部社協は、支部社協の設置及び運営について規約を定めるものとする。

(運営費)

第5条 支部社協の運営費は、次の収入を充てるものとする。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第6条 支部社協の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(報告等)

第7条 支部社協は、支部社協の事業計画、収支予算、事業報告及び収支決算について本会会長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。